令和４年度　るりこう園　生活支援事業

事 業 報 告 書（案）

るりこう園事業の具体的な目標

（１）重度身体障がい者への適切なサービス提供
（２）生活の意欲と生活内容の向上
（３）身体機能の維持および向上
（４）家庭・家族とのつながりの強化
（５）社会参加とくに地域活動への積極的な参加と交流の促進
（６）身辺の衛生と住環境の整備
（７）健康づくりと栄養状態の向上
（８）地域福祉活動への貢献と人材の育成

１．令和４年度　事業実績（令和５年３月末）

○生活介護事業（通所利用含む）

登録利用者数	６６名（前年度　70 名）
年間延べ利用者数	１６，６１１人（前年度　17,019 名）
１日平均利用者数	５５．２人（前年度　55.8 名）
開設日数	３０１日（前年度　305 日）

○施設入所支援

登録利用者数	５８名（前年度　60 名）
年間延べ利用者数	２０，６８３人（前年度　21,046 名）
１日平均利用者数	５６．７人（前年度　57.7 名）
開設日数	３６５日

※性別内訳（施設入所）

男性	女性
３１名	２７名

※支援区分内訳（施設入所）　＊平均支援区分　5.7

区分１・２	区分３	区分４	区分５	区分６	計
0	0	5	１２	４１	５８名

※年齢別内訳（施設入所）　＊平均年齢　61.86 歳

～19 歳	～29 歳	～39 歳	～49 歳	～59 歳	～64 歳	65 歳～	計
0	3	2	7	１２	9	２５	５８名

２．令和４年度事業の総括

（別紙）

３．令和４年度事業の報告

（１）新型コロナウィルス感染症への対応措置の継続

ア．目的と方針

令和２年春より始まった新型コロナウィルス感染症の感染拡大は令和４年度も終息する兆しはなく、コロナ禍での３年目を迎えた。当園においては引き続き、職員の出勤時検温の実施、利用者全員の毎日検温の実施、施設内各所の消毒の徹底など感染対策を緩めることなく継続した。当園における新型コロナウィルス感染症対応措置の基本方針を「施設内に持ち込まないことを最重要と考え、対策を講じる事。」とし、県および近隣地域の感染拡大状況に注視して、面会・外出・外泊・日中の他施設への通所利用の制限、又短期入所等の地域利用者の施設利用の制限など施設内に持ち込まないことに重点を置いた対策を講じることを最重要課題とし継続した。

イ．感染症対策委員会の定期開催

発足３年目を迎えた感染症対策委員会を、本年度も基本毎月１回開催した。看護師をリーダーとして各部署の代表職員（生活支援員、ヘルパー、事務職員、栄養士、他）の参加により、施設内での感染予防のための具体的な取り組み内容と方法を示すための協議を行い、またこれらの取り組みの点検と評価、啓蒙を繰り返し実施した。

ウ．ワクチン接種と検査の実施

国が進める新型コロナウィルス感染症ワクチンの接種を、県・市の指導の下で速やかに実施した。8 月に 65 歳以上の利用者と 60 歳以上の職員を対象に４回目のワクチン接種を、9 月に 64 歳以下の利用者および 59 歳以下の職員を対象に４回目のワクチン接種を実施した。さらに２月に全利用者を対象に５回目のワクチン接種（オミクロン株対応）を実施した。共に利用者においては大きな副反応を発せられる方もおられず、無事に５回の接種を終えられたことは安心の担保となった。

また県障害福祉課からの案内より６月・8 月・10 月に全職員を対象にＰＣＲ検査を一斉に実施した。共に陽性反応者は無しであった。

エ．事案への対応

昨年度に増して全国レベルで感染者数が急増した今年度においては、コロナ禍が始まった３年間で初めて入所利用者１名の感染が確認された。想定していた対応方法に基づき、個室での管理とゾーニングを実施、ケアに当たる職員を最小限にする等、感染者の拡大を防ぐことに注力した。幸い感染された利用者は症状も軽度で治まり、新たな感染者の確認も見られず、クラスター等の施設内感染の拡大を防ぐことができた。このことは感染対応措置の徹底した継続と従事者職員間での危機感の共有によるものである。

一方、利用者と比較して社会との接点が多い職員においては、全国的にも感染者数が急増した夏から年末にかけて複数名の職員において感染が確認された。陽性が確認された職員においては国の基準に基づき 7 日間の自宅療養を、また同居家族が感染され濃厚接触者と特定された職員においては最短で 5 日間の自宅待機を行い、施設内への持ち込みリスクに備えた。

オ．次年度への課題

コロナ禍が発生して 3 年が経過し、今だ感染の完全収束は見えないものの、マスク着用の基準の緩和や感染症法上の位置づけを 2 類相当から「5 類」に移行する等、社会におけるコロナ感染症との向き合い方は大きな転換期を迎えている。こうした社会の流れを受けて、るりこう園においてもウィズコロナ・アフターコロナのあり方を探り、実践していく必要がある。

利用者一人ひとりの命を守ることと等しく一人ひとりの生活を守っていく事も我々職員の使命であり、コロナ禍で引き下げざるを得なかった利用者の方々の QOL を、令和 5 年度には取り戻していく取り組みを進めていきたいと考える。基本的な感染対策を継続しながらも、諸活動の活性化や諸行事への一層の取り組みを通じて、生活施設るりこう園の日常を取り戻していきたい。

（2）るりこう園外構整備工事の計画とプロジェクトの立ち上げ

ア．外構整備工事の計画

るりこう園の北側駐車場周辺を中心とした地盤の沈下が顕著であり、これに伴い屋外電気機械設備（自家発電機・スプリンクラー用水槽タンク・ＬＰガスボンベ貯蔵庫・キュービクル高電圧機器）の新たに整地された場所への据替工事が必須の状態にある。このことについて、令和 5 年度において①地盤整備と屋外電気機械設備の新設②遊歩道および屋外訓練場のリニューアル③西側職員駐車場の拡幅　のための工事を計画することとなった。

イ．プロジェクトによる検討

上記工事計画における②遊歩道および屋外訓練場のリニューアル　について、利用者・職員・家族等の交流と活動のスペースとして、また利用者の日常的な散歩エリアとしてリニューアルを図るため、その景観のあり方や舗装路面などの仕様について、各部署の代表職員からなる工事プロジェクトを立ち上げ検討を行った。また検討に当たっては専門家（建築士）からの助言を得ながら進めることとした。

具体的は、2 箇所の活動広場の設置、散策コースとして誘導できるような舗装路面のカラー化、人工芝や植栽・ベンチや日除けパラソルを配置した公園的なくつろぎ空間作り、敷地境界のフェンス化による開放感の演出など、ユニバーサルデザインに基づく新たな屋外空間として、利用者が日常的に外で過ごすことの楽しみが感じられるよう計画づくりを進めた。

次年度の工事開始後においても、施工業者等との細やかな打ち合わせの中で、より効果的なリニューアルが実現できるよう、プロジェクトとして取り組んでいきたい。

（３）重度身体障がい者への適切なサービス提供

ア．利用者の一般状況

本年度、5 名の利用者が退所された。内 3 名は入院加療のため、内 1 名は入院先の病院で亡くなられたため、内 1 名はグループホームへの地域移行に伴い退所となられた。入院加療の 3 名について、1 名は誤嚥性肺炎で入院され嚥下の評価にて経口摂取不可との診断あり、ご家族と医師とで相談され療養型医療機関でのＩＶＨによる治療を希望され、療養型病院へ転院となられた。1 名は近年入退院を繰り返しておられ、その度に機能レベルの低下が見られていたが、今年度誤嚥性肺炎にて入院された時点で経口摂取不可と診断ありＩＶＨを増設され、これに伴い長期療養型病院へ転院となられた。1 名は誤嚥性肺炎により入院され胃瘻造設され退院されてきたが、痰の排出量が増加し、常時の吸引が必要となられたことから、入院先の療養型病床への入院となられた。亡くなられた 1 名については、食事摂取が困難となられ入院、服用されていた鎮痛薬（モルヒネ）の影響による弛緩性腸炎との診断を受けいられ加療されていたが、病状回復せず入院先の病院で亡くなられた。グループホームへ地域移行された 1 名は、3 年前より施設を出てグループホーム等の地域生活を希望されていたが、コロナ禍により体験利用等が中断していたが、本年度にグループホームおよび地域サービスの体験利用を得て無事地域移行された。

新規入所者は、3 月末時点で 5 名を受入れた。1 名は 62 歳男性 くも膜下出血後遺症の方、1 名は 62 歳男性 脳性麻痺の方、1 名は 64 歳女性 脳性麻痺の方、1 名は 20 歳女性 小脳変性症の方、1 名は 51 歳代男性　視覚障害の方。内 2 名は入所以前より福祉ホームサンライズ野上野を利用、内 1 名はご家族の施設入所に伴い緊急的短期入所を 4 か月間利用された後に当園入所となられた。

利用者の退所に伴う新規入所希望者の調整については、従来より県障害者更生相談所が作成・提供する入所待機者リストに基づき、新たな入所者調整を行ってきているが、近年この待機者リストの信憑性が大きく損なわれている状況にあり、新規入所者の調整に長期間を要している。このことを受けて次年度においては、施設入所を希望する重度身体障害者がすみやかに入所サービスを利用できるよう、入所調整を担当する職員を配置して県下各福祉圏域の相談支援事業所と連携を図り、施設独自に入所希望者に係る情報の収集を行っていくことで、すみやかな入所定員の補充・充足が行えるよう取り組んでいくこととした。

イ．施設職員の適切な配置

直接援助職員では、令和 4 年度に生活支援員（臨時）2 名、看護師（常勤職員）2 名を採用した。生活支援員 31 名（内臨時職員 11 名）、療法士 1 名、看護師 5 名の体制で年度を終えた（通所担当職員を除く）。

また、生活介護事業における人員配置体制は利用者 1.7 人に対して職員 1.0 人を配置する最上位の体制を維持､福祉専門職員配置においても有資格者数(介護福祉士等が 35%以上）を維持、常勤看護師配置Ⅲ（常勤換算 3 名以上）も同様に維持することができた。

なお令和 4 年度末時点で生活支援員 1 名が退職、新たに令和 5 年度より生活支援員 3 名（常勤）の採用を見込んでいる。

ウ．引継ぎと打ち合わせの充実

出勤職員が一堂に会しての職員朝礼については、新型コロナウィルス感染症対策に基づき昨年度同様に停止とした。各部署間での情報共有については、導入済みＰＣ上の記録システム（ケアカルテシステム）の掲示板を活用することで対応した。

直接援助職員の引継ぎと打ち合わせについては、各棟単位で実施、午前（９：４５)、そして午後（１３：４５）と夕刻（１７：００）に毎日実施した。

エ．会議の開催

利用者への援助に係る会議および事業運営に係る各部署別会議を以下の通り開催した。

	会議名称	開催日	開催回数
1	棟別会議（含ｹｰｽ会議）	男子棟会議：4/15，8/5，2/17 女子棟会議：4/8，9/2，1/20	6回
2	機能訓練会議	5/27，8/12，11/11	3回
3	虐待防止委員会会議	4/30，11/21，1/6	3回
4	給食会議	9/9，12/9，3/10	3回
5	感染対策委員会	4/22，5/20，6/24，8/19，10/21，11/25 12/23，1/31，3/24	9回
6	主任会議	4/1，5/6，9/30，11/4，12/2	5回
7	管理会議	4/13，4/27，5/11，6/2，6/8，6/21，7/13 7/26，8/10，8/24，9/14，9/28，10/5，10/26 11/9，11/30，12/14，1/11，1/25，2/8，2/24 3/7，3/22	２３回

今年度も引き続き新型コロナウィルス感染症にかかる対策会議（感染症対策員会）を定期開催した。その他、棟別会議、機能訓練会議、虐待防止委員会会議、給食会議、主任会議をそれぞれ年間計画に基づき開催した。また関係機関等の参加による個別のケース会議については、感染症対策措置により施設職員以外の施設内への出入りを制限したこともあり､緊急を要さない会議については時期を見送った｡結果 3 ケースに留まった。

オ．職員研修の実施

①施設内研修

今年度も内部研修を研修委員会による年間研修計画に基づき実施した。今年度は日常的に行っている身近な直接的ケアを中心にケアの目的や方法などについて研修を実

施した。いずれも医師やメーカーのアドバイザー等を講師に招いて実践的な手技や手法、適切な用具の導入等について学ぶ機会とした。また虐待防止研修では、外部から講師を招き福祉現場により則した内容での講義を受けることができた。

	開催日	研修テーマ	参加人数
1	(7/29)	(リフター・スリングシートの正しい使用方法について)	※コロナ拡大により中止
2	10/28	車いすのポジショニングについて	１３名
3	1/13	虐待防止研修　言葉づかいから学ぶこと	１１名 後日 VTR にて視聴可
4	2/16	歯周病予防	１６名
5	(3/17)	(AED 使用方法について)	＊全体会議のため延期

②施設外研修

施設外研修については、今年度より会場での対面方式による研修も開催されるようになり研修テーマ等を吟味の上で関係する職員を中心に参加を行った。またオンライン形式による研修についても引き続き参加を行った。今後もこうした対面式とオンライン式のハイブリッドによる研修開催も増えてくると思われる。特にオンラインによる研修については、職員の時間的な制約も軽減され参加しやすい方式であることから、今後もより多くの職員が研修参加できるよう努めていきたい。

	開催日	開催名　(開催場所・オンライン)	参加者数
1	5/2-5/31	軽度者の自立支援を促進するためにリハ職ができること(ｵﾝﾗｲﾝ)	１名
2	5/17	福祉用具基礎研修	１名
3	6/1～6/15	本谷先生に『もっと！』聞きたい ～続：「聞き『流せない』排泄のハナシ～	１名
4	7/24-8/15	第 45 回てんかん基礎講座	１名
5	8/22	アロママッサージ講習会	１名
6	11/29	滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会	１名
7	12/6, 12/22	福祉分野等における「対人援助のための記録入門研修」	１名
8	12/19	言いにくいことを伝えるスキル 受け取りにくいことに対処するスキル	２名
9	12/20 - 1/31	滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会(ｵﾝﾗｲﾝ)	生活支援員
１０	2/22	滋賀県社会福祉学会	１名

カ．安全で無事故の生活運営（事故防止と苦情解決）

①事故防止

施設内外にわたり無事故を徹底するため、日々の引継ぎや打ち合わせの徹底、職員間の連絡連携、状態変化の著しい利用者への対応方法の統一など、リスク回避のため

の取り組みを徹底した。しかしながら人為的な要因による事故が 6 件､原因が特定できなかった事故が 3 件、利用者自身の行動による事故が 1 件発生した。

	事故状況	原因・要因	対応
1	入浴介助中の尿路カテーテルの抜去	確認不足	緊急通院
2	ベッドから床への転落（就寝中）	ベッド柵の付け忘れ	打撲
3	ベッドから車いすへの移乗時の転落	見守り不足	怪我無し
4	誤薬（他利用者の薬服用）	確認不足	主治医連絡
5	ベッドから車いす移乗時の転落	ベッド操作の忘れ	擦過傷
6	ポータブルトイレ移乗介助時の転落	準備不足	怪我無し
7	片手背および唇の内出血斑の確認	原因不明	観察
8	片上肢の内出血斑の確認	原因不明	観察
9	右足関節部の内出血斑の確認	原因不明	通院
10	自身による車いすへの移乗時の転落	車いすが動き移乗失敗	通院

日常的な生活場面での発生であるだけに、一層の適切な介護手順等の徹底が求められる。また職員不在時の利用者単独での転倒・転落や原因が特定できない怪我等も複数件発生していることから、見守り体制の徹底や行動への助言など再発防止に努める必要がある。

なお、事故防止の対策として実施してきているヒヤリハット記録については、十分に機能していなかったことを反省し、本年度その方法を見直し各部署設置のＰＣ共有フォルダーを活用し、全ての職員が気づいた時に速やかに報告でき、且つ事例共有できる体制に改めた。

さらに事故発生時においては怪我等の軽微に関わらず、利用者家族は当然ながら、利用者出身市町の担当課へも報告を行うことを徹底した。

②苦情解決

苦情については 3 件の申し出があり。1 件は短期入所利用者本人より対応職員の態度・対応方法の不備について申し出あり。1 件は通所利用者家族より相談事業所を介して、対応職員の態度およびケアの不備について申し出があった。1 件は通所利用者家族より送迎対応の不備ついて申し出があった。

2 件については、ケアを担当した職員の言動により、利用者へ不快な思いや印象を与えてしまった事案であり、利用者の人権や尊厳への一層の配慮と尊重が求められる。1 件はサービス提供の不備（送迎を忘れていたことによる）によるもので、対策として毎日業務開始時に送迎担当者の確認も含めたミーティングを行うことで再発防止に努めた。

また昨年度に引き続き新型コロナウィルス対応措置により、第３者委員の出席を得ての苦情解決委員会は開催できなかった。

キ．虐待防止、身体拘束廃止への取り組み

令和３年度報酬改定により、虐待防止および身体拘束廃止にかかる取り組みにおける運営基準の直しが実施されたことを受けて、本年度運営規程の改定と届出を実施した。具体的には虐待防止に関する責任者の選定、虐待防止委員会の設置、身体拘束適正化委員会の設置について、規程の見直しを実施した。なお、当法人においては虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会は一体的に設置・運営を行うこととした。

法人設置の虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を兼ねる）においては、本年度以下の活動を実施した。

4/29	身体拘束にかかる検討会①
4/30	虐待防止委員会　会議
11/18	身体拘束にかかる検討会②
11/29	外部研修参加　令和４年度滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会
1 /6	内部研修開催　「言葉づかいから学ぶ」「アンガーマネジメントのススメ」 講師：滋賀県介護福祉士会副会長　奥嶋たみ子氏

本年度入所利用者１名に発生した事故（怪我）について、担当市町担当課により聴き取り調査が実施された。このことについて当該利用者の怪我発生と確認の経過等を報告すると共に、当該利用者のケアに関わった複数名の職員への状況の確認がなされた。結果、担当市町担当課より虐待とは認定しない旨の報告を受けた。事業所としてこのことを重く受け止め、再発防止のための手立てを講じると共に、法人内の全職員で全ての事故等の発生と対応経過について情報を共有できるよう改めた（報告書の全部署への回覧および確認の記録)。

ク．サービス評価

「滋賀県における健康福祉サービス評価システムの推進」による、令和４年度健康福祉サービス自己評価を実施、サービス評価基準結果および改善計画書の関係機関への提出を実施した。併せて法人ホームページにて自己評価結果の公表を行った。

第三者評価に代わる取り組みとして継続してきている滋賀県内４施設のサービス管理責任者による「滋賀県内施設間相互評価委員会」が行う第三者評価については、今年度もコロナ対策措置により中止となったが、次年度より再開の方向で４施設間での確認を行った。

ケ．利用料の徴収について

下記サービスについては、利用者から所定の料金や費用を徴収した。

①障がい程度区分に応じたサービス利用料金から支援費の給付額を除いた料金

②食費～朝食３５０円・昼食６００円・夕食６００円（年間計画に基づく所定の行事食については４００円を追徴）

③光熱水費～１日１９１円
④理美容に要する費用～実費
⑤家族の要請による証明書類～１通２００円
⑥日常生活上必要になる費用～衣類、歯ブラシ、ティッシュペーパーなど
⑦預貯金管理～１０００円／月
⑧個室利用料～３０００円／月
（①②③については市町が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内）

（４）生活意欲と生活内容の向上

◎今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症対応措置により、各種日課活動・年間行事共に活動の規模縮小や行事開催の中止、また外泊や外出機会の減少など、コロナ禍以前の諸活動に戻すことは出来なかった。
こうした中、施設利用者の日々生活自体も窮屈感や不安感の高まり、変化の乏しい日常に陥り、結果、生活意欲の減退などが危惧された。
次年度においては、新型コロナウィルス感染症の法的位置づけが５類へ移行することも含めて、諸活動実施の制限を緩和し、可能な限りコロナ禍前の生活を取り戻せるよう、取り組んでいくこととした。併せて利用者の高齢化・重度化による活動性の低下に対して諸活動運営の更なる工夫や研究が必要となってきている。

ア．各種日課活動への取り組み

本年度も各種日課活動の運営においては、参加利用者を少数に制限し、利用者間の距離を取ることに配慮しながら活動に取り組んだ。なお本年度においてはコロナ禍によりその開催自体が見合わせられていた「あいの土山文化祭（11/14　音楽クラブ発表・作業部即売会)」、「甲賀市芸能祭(3/12 音楽クラブ)」に参加することができた。また 11/6 に開催された「甲賀 WAIWAI フェスティバル（作業部即売会)」への出店依頼を受け参加することができた。文化祭・芸能祭での音楽クラブによるステージ発表を行なえたことは、音楽クラブ利用者において大きな励みとなった。

各活動の年間実施回数は以下の通り。

活動名	実施回数
陶芸部	７回
手芸部	５４回
音楽クラブ	１５回
将棋	２６回
パソコン	０回
書道	４回

イ．年間行事の開催

年間行事は、地域の中にある施設として、また地域の一員として、施設内外で行事を催し、また参加していくことにおいて、大変意義ある取り組みである。しかしながら今年度も、新型コロナウィルス感染症への対応措置を継続し、大規模行事である納涼盆踊り大会は内容を見直し納涼会食会として食事会とアトラクションによる行事に変更して実施、その他の施設内行事についても中止もしくは会食のみとするなど規模を縮小して実施した。

地域の人々を招いて催す行事については、運動会も含め全て中止とした。尚、大野小学校児童との交流交歓会については、昨年度に引き続きオンラインを活用しての交流会を実施した。

同様に、地域に出向いて参加する行事については、甲賀 WAIWAI フェスティバル（11/6 作業部即売会)」・あいの土山文化祭（11/14　音楽クラブ発表・作業部即売会)・甲賀市芸能祭(3/12 音楽クラブ発表)への参加を行うことができた。

そうした中、施設内行事においては新たに花火大会を計画・実施し夕刻のひと時を利用者の皆さんに楽しんでいただいた。またるりナリエ点灯式については今年度も市より来賓を招いて開催、イルミネーションも充実させて実施するなど、従来の行事のみにとらわれず新たな形での行事活動も試みることができた。

次年度においては、基本的な感染対策は継続しながら、可能な限りコロナ禍以前の行事活動が実施できるよう、その方法や内容の見直しを図ることとした。

各行事の実施状況は以下の通り。

①施設の中で利用者が相互に親睦を深めるための行事

６月　３日	開園記念感謝の集い	※食事会に余興を交えて実施
７月　８日	七夕笹飾り	※共用棟廊下に飾り付け、誕生会で短冊の紹介
８月２９日	納涼盆踊り大会	※納涼会食会として食事会に余興を交えて実施
１０月　５日	るりこう花火大会 2022	
１２月１０日	先亡者慰霊祭	※参加人数を制限して実施
１月１３日	利用者新年祝賀会	※食事会に余興を交えて実施
月　例	誕生会	

②施設の中で地域の人々を交えて催す行事

９月２３日	秋の大運動会	・・・中止
１２月　２日	るりナリエ点灯式	※甲賀市より来賓を招待して実施、音楽クラブ発表
年間を通じ	地元小学校との交流交歓会・・・中止	※大野小学校とはｵﾝﾗｲﾝにて実施

③地域に出向いて利用者の代表が催しに参加する行事

- あいの土山文化祭　※11/14 開催、音楽クラブステージ発表・作業部即売会実施
- 甲賀市芸能祭　※3/12 開催　音楽クラブステージ発表
- 甲賀 WAIWAI フェスティバル　※11/6 開催　作業部即売会
- 淡海学園母の日集会　・・・中止
- 土山将棋クラブ杯将棋大会　・・・中止
- 大野学区フリーマーケット　・・・中止
- 滋児成協障害者施設体育大会　・・・中止

― 土山中学校体育祭　・・・中止
― 土山小学校運動会　・・・中止
― 障がい者スポーツ大会　・・・中止
― 土山将棋クラブ杯将棋大会　・・・中止
― 大野小学校音楽会　・・・中止
― 清湖園文化祭　・・・中止
― ふれ愛フェスタ　・・・中止
― あすなろのつどい　・・・中止
― 土山小学校６年生を送る会　・・・中止

ウ．月例誕生会を和やかに

新型コロナウィルス感染対策措置により、今年度も引き続き家族の出席は見合わせ、時間短縮のためアトラクションも取りやめ、誕生者の紹介、プレゼント贈呈と会食のみにて月々に実施した。そうした中でも、七夕やクリスマスなど季節感を感じてもらえるような装飾を会場に施すなど、工夫と配慮を行った。次年度より方法と内容を見直し実施していく事とした。

エ．個別支援計画の実施

サービス管理責任者を中心として、進行管理を確実に行い、モニタリングの充実を図った。そして、モニタリング等を通じて明らかになった課題や留意点を把握し、状態等の変化などにより支援計画の見直しの必要が生じた利用者について、すみやかに見直しを行うと共に適切な支援を実施、併せて専門的な援助方法の企画と実践を実施した。

なお本年度も中間期・年度末に実施している個別懇談会は中止し、個別支援計画等のご家族への説明と同意については文書を各ご家族に郵送することで対応した。

１名の入所利用者が､施設を退所して地域のグループホームでの生活を希望されたのを受け、個別支援計画を立案し計画に基づき関係機関との連携の中で地域移行を実現された。

オ．個別援助への取り組み

①利用者個々の状況把握と具体的な支援については、定期に主任を中心とした棟会議を開催し検討を進めてきている。併せて各棟におけるミーティングを活用して個別ケースの情報の共有や課題の整理を進めてきた。

②個別生活記録（ケース記録）については、そのケースの毎日の生活状況を確実に記録するように努めた。個別支援計画の目標や評価などを随時振り返り記入するなど、さらに内容の向上を図りたい。

③「仲間の会」活動については、プルトップ回収に加え今年度は金魚飼育・メダカ飼育を中心とした自主活動に取り組まれ、これを側面的に支援した。また年度末の会合にて決算報告を実施された。

（５）身体機能の維持および向上を図る

◎日常生活における日課活動の大きな柱でもある機能訓練については、関節可動域訓練・運動療法ともに、昨年度に引き続き新型コロナウィルス感染症対応措置により、1回当たりの参加人数を制限して実施した。レクリエーションスポーツへの取り組みについては、本年度も滋児成協体育大会も開催中止となるなど、その機会を持つことが出来なかった。

重度障がい者における日常的な機能訓練は、ＡＤＬ・ＩＡＤＬの維持と向上において大きな役割を果たしていることからも、次年度以降も効果的な方法を探りながらも継続して取り組んでいく必要がある。

ア．機能訓練の積極的な展開

作業療法士を中心として訓練担当職員を配置し、その実施と継続に努めた。また作業療法士による個々の身体状況および生活状況の把握、リハビリテーション計画の立案、関節可動域改善訓練や機能訓練のプログラムの評価と見直しを実施した。それぞれの実施回数は以下の通り。

活動名	実施回数
機能訓練（関節可動域）	８７回
機能訓練（運動療法）	５９回
作業療法	５回
＊ADL 調査	調査実施日　2/1
＊関節可動域調査	隔年で実施しており今年度はなし

イ．関節可動域（ＲＯＭ）改善訓練の運営

作業療法士が中心となり訓練担当職員と共にその必要性、改善の可能性を考慮し、本人の同意の上で、関節可動域の維持と向上、そして痛みの緩和を目的に、個々にあった施療を主に午前中に実施した。実施するにあたり、手に拘縮部位や痛みの伴う関節部にホットパックを使用し、軟部組織の伸張性増大、筋緊張の緩和、血流循環の改善、疼痛の軽減、精神的リラックスをしていただくとともに、作業療法士より関節へのストレッチを実施することにより、関節可動域の維持に努めている。また、機能訓練担当生活支援員は、自力で関節可動可能な利用者への声掛けやストレッチの準備を行い、作業療法士のサポートを行った。

ウ．機能訓練（運動療法）の運営

作業療法士が中心となり機能訓練担当職員との共同により、個別に設定した訓練計画に基づき運動療法を実施した。従来はグルーピングした一定数の利用者を対象に実施していたが、一昨年度より集団化を回避するために少人数での実施方法に改めた。そのため個々の利用者が参加する機会は減少せざるを得なかったが、少人数で落ち着いた雰囲気の中で実施することができた。

また、３ヵ月に１回リハビリテーション実施計画の見直しを作業療法士と機能訓練担

当生活支援員が実施することにより、個々のリハビリテーションの状況を機能訓練担当職員が全員把握するよう努めた。

エ．レクリエーションスポーツの実施

今年度も、滋児成協体育大会、滋賀県障害者スポーツ大会のいずれもコロナ対応措置により開催が中止された。また滋賀県障害者スポーツ協会指導員の指導を受けながら施設内にて取り組んできたボッチャ教室も昨年度同様に実施を見送る形となった。

なお次年度は滋児成協体育大会が開催の方向で検討されており、開催となればるりこう園が事務局として大会を準備・実施していく事となる。県障害者スポーツ大会についても参加の方向で検討を進めて行く。

オ．調査の実施

本年度もＡＤＬ調査（日常生活動作）を実施し身体状況の把握に努めた。なお関節可動域調査は隔年実施のため本年度は実施せず。

カ．補装具と自助具の開発と工夫

本年度中に交付申請し作成を依頼した補装具は車いす 5 件、下肢装具 0 件であった。修理申請は車いす 17 件であった。それぞれに利用者の状況や要望を勘案し、担当職員が申請手続きを代行すると共に、製作業者と交渉しスムーズな製作や修理を行った。

（6）家族・家庭とのつながりを強化する

◎利用者との信頼関係はリスクマネジメントの根幹であり、同様に日々の家族との信頼関係づくりも欠かすことができない。しかしながら昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症対策による行事縮小（納涼祭の規模縮小・運動会行事の中止、誕生会への家族参加の停止など)、家族懇談会の見合わせ、また日常的な面会や外泊の制限などにより、従来の家族とのつながりの機会づくりが難しい 1 年となった。代替的にはオンラインを活用した面会の案内と実施、窓越しによる面会、電話による様子の報告など、面談によらない方法に切り替えて実施した。

こうした中、年度末 3 月時点で滋賀県コロナ警戒レベルがレベル 1 に移行したことを受けて、家族との面会・外出・外泊を実に 1 年ぶりに再開することができた。次年度以降はコロナ感染症の法的位置づけの見直しに伴い、県独自の警戒レベルの表示も無くなることから、施設独自の指標により面会や外泊などの制限を実施していく事になるが、このことについて国の動向および社会情勢を注視し、可能な限り家族との関係性が維持できるよう努めていきたい。

ア．家族代表者の選任依頼と家族会活動

家族会活動については、コロナ対応措置により今年度も総会の開催をはじめ、例年協力を依頼している施設行事の運営についても、実施を見送ることとなった。なお家族会役員会については、役員の方々の協力を得て 4 月と年度末 3 月の 2 回開催され、職員も

協力を行った。

身元引受人（家族代表者）の続柄は下記のとおり（令和４年３月現在)。

続柄	男性利用者	女性利用者	計
父親	4	3	７名
母親	2	6	８名
配偶者（夫）		1	１名
配偶者（妻）	3		３名
子ども	1	1	２名
兄弟姉妹	１４	１５	２９名
叔父・叔母	1		１名
甥姪・いとこ等			
成年後見	6	1	７名
合計	３０	２７	５８名

イ．誕生会や諸行事への参加要請

本年度も全ての行事における家族への参加要請を中止した。月例誕生会での家族会より利用者へのケーキの提供は継続して頂いた。

行事名	家族参加
納涼盆踊り大会	内容を変更して実施／家族参加なし
秋の大運動会	中止
月例誕生会	家族参加なし

ウ．盆正月一時帰省の実施

本年度もコロナ対応措置による外出外泊の制限に基づき、盆・正月一時帰省は実施しないことで家族に協力を求めた。

エ．夏冬の家族による衣類の交換

面会の制限などにより、衣類などの交換は玄関先での受け渡し、もしくは郵送によりお願いすることとした。

（７）社会参加とくに地域活動への積極的な参加と交流の促進

◎コロナ禍以前においては社会参加の機会を確保・充実させてるべく、随時外出や希望小グループ旅行など積極的な外出活動を支援してきていたが、本年度においても新型コロナウィルス対応措置により、通院など必要不可欠な場合を除きほぼすべての外出活動を停止せざるを得なかった。また同様に、地域の小中学生などを施設に迎えての交流機会も全て停止することとなった。なお大野小学校児童との交流交歓については昨年度に引き続きオンライン（ZOOM）を活用して実施することができた。今後もさらに工夫を重ね

相互に歌などを発表し合うなど、対面でない交流方法についてさらに研究していきたい。

ア．園外活動の実施

〔随時外出〕

本年度も年度当初からの外出活動の自粛制限により、外出活動を実施することは叶わなかった。買い物を希望する利用者には、職員による買い物代行等により対応を行った。

〔希望小グループ旅行〕

本年度の実施は無し。

イ．外部行事への参加

感染対策に留意しながらも、甲賀 WAIWAI フェスティバル（11/6 作業部即売会)」・あいの土山文化祭（11/14　音楽クラブ発表・作業部即売会)・甲賀市芸能祭(3/12 音楽クラブ発表)の地元行事への参加を実施することができた。

ウ．小中学校児童生徒との交流交歓

学校担当教諭との相談の結果、今年度の対面による交流会は見送ることとした。尚、大野小学校児童とのオンライン（ZOOM）を活用した交流交歓会を昨年度に引き続き実施した。

（８）身辺の衛生と住環境の整備に努める

◎身辺衛生の主となる入浴サービスにおいては、昨年度に改修を終えた新たな浴室および機器を活用して、安全・快適な入浴の提供に努めた。また年度後半においては看護師が主となり下肢の清潔確保と血行促進を目的としてゲルマニウム温足浴を定期に実施した。住環境の整備については、9 月期に交流ホームを含む全館の業者による床ワックス掛けを実施、また多目的ホールおよびディルーム、面会室に大型空気清浄機を設置した。コロナ対策としての各所の消毒作業については、これを継続した。

ア．快適な入浴

新たな浴室と入浴機器を活用し、入所利用者、通所利用者、短期入所利用者等への入浴サービスを実施した。

令和５年３月現在の入浴状況は次のとおり

	男性利用者	女性利用者	計
普通浴槽の利用	５	０	５名
ミスト浴槽の利用	１０	１０	２０名
特殊浴槽の利用	１６	１７	３３名

イ．施設および諸設備の整備

必要に応じ、予算に鑑みて、設備の取り換えや修繕、新規設営を行った。特に今年度

は館内空調機器（エアコン）の不調が連続し、都度に部品の交換など修繕で対応した。また一部空調機器（女子新棟支援員室ならびに看護室）については室外機機そのものの破損により新規の機器への据替工事を実施した。

ウ．環境衛生活動の推進

コロナ対策として園内各所の消毒作業を日常的に各部署において実施した。また業務補助員３名による日常的な清掃等環境衛生業務を総務課係長の調整のもと確実に実施した。外周りの用務担当職員による環境美化活動を引き続き積極的に実施した。

（９）健康づくりと栄養状態の向上

◎看護師業務においては、昨年度に引き続き新型コロナウィルス感染症への対応措置に取り組んだ。感染症対策会議の定期開催、利用者の健康把握の徹底（毎日検温）、直接援助場面での手技等の徹底、感染症予防対策にかかる職員への研修・指導、マスク・消毒液等備蓄の手配、体調不良者や退院者への検査、隔離対応など、生活支援員を始め他職種との連携の中で医療面からの感染症対応措置に取り組んだ。

とりわけ今年度初めて利用者にコロナ感染者が発生し、隔離対応・ゾーニング対応など適切な対応と職員への指導を実施、二人目の感染者を出すことなく適切な対応を行うことができた。

また昨年度に引き続き、甲賀病院訪問歯科診療ならびに訪問歯科衛生士と連携して個別の口腔衛生指導の受診と口腔衛生ケアを全利用者対象に取り組み口腔衛生の向上に努めた。

また年度途中より看護師２名を採用し５名体制の中で、温足浴の実施など生活支援員だけでは実施しきれないケアについて積極的に取り組んだ。

その他、今年度延べ 22 名の利用者が入院加療を余儀なくされ、都度に施設医・入院先医療機関や家族との連絡連携を始め、施設での対応が困難となった利用者の療養型病院等への転院にかかる調整など、医療機関との連携の中で様々な対応を行った。

◎食事提供サービスおよび栄養管理業務において、今年度も管理栄養士１名と栄養士１名の体制によりこれに取り組んだ。利用者の様子を良く知る、るりこう園栄養士が献立作成を実施することで、創意工夫された食事メニューの提供を始め、高齢者施設とはまた異なる成人施設らしい十分に配慮が行き届いた食事提供の充実を図った。また管理栄養士による栄養ケアプランに基づく栄養管理への取り組みを進めた。なお今年度より導入した温冷配膳車（2 基）を十分に活用し、委託業者との連携の中で適温給食の提供に努めた。

また通常業務に加え、新型コロナウィルス感染症対応措置において、感染症対策委員会への参加、感染症予防に係る委託業者との打ち合わせと調整、感染者の増を想定した食事提供方法の見直しと備蓄の確保など、生活支援員等との連携の中で食事提供面からの感染症対応措置に取り組んだ。

ア．利用者の健康と医療　…　看護師業務より

①健康診断の実施

・胸部レントゲン検査　滋賀県健康づくり財団検診車にて実施（10 月 14 日）

・血圧測定

・血液検査（年１回７月）

・体重測定

②一般状態の観察と医師との連携業務、通院介助業務

・一般状態の観察‥バイタルサイン測定（体温、血圧、酸素濃度測定）

・一般状態に変化を認めた場合、施設医に報告または受診し、対応できなかった症例に関しては紹介書持参し甲賀病院受診した。又月１回の診療を行い、治療を受けられるように調整を行い点滴治療の指示を受けた。今年度は熱発（新型コロナ感染疑い含む）や誤嚥性肺炎、嘔吐や経口摂取不良、胃瘻交換、内視鏡検査、診断書作成等で川端医院への受診・通院回数は１９回であった。

・外科的な処置や転倒後の骨折の有無の確認などの理由で山田外科へ通院数５人、受診回数５回であった。月１回の診療を行い、適切な治療が受けられるように調整を行った。

・甲賀病院への受診は、膀胱瘻カテーテルの交換や神経内科の定期通院、腎結石、足趾の褥瘡など専門的な治療を必要とする利用者の他に、緊急では誤嚥性肺炎や、尿路感染症、てんかん重積発作やイレウス、蜂窩織炎、胸水貯留での受診であった。本年度の入院数２２件であり、経管栄養に移行された方も３名おられた。入院数のうち２件は、甲賀病院緊急受診し、甲賀病院の紹介にて日野記念病院の入院となった。そのうちの１件は一旦日野記念病院を退院後、症状再燃あり川端医院の紹介で日野記念病院に再入院された。入院時は看護サマリーの提出を行い、病院との連携をとり、退院後も継続したケアを行った。

・本年度における病院、他医院への入院、通院状況については、次ページに記載する。

・又、今年度は、熱発時には新型コロナ感染疑い、感染対策を施行、施設医の指示のもと、新型コロナ抗原検査やインフルエンザ抗原検査を施行、必要時受診し PCR 検査施行し、早期診断・感染拡大予防に努めた。

③内服の管理

・3 週間毎に定期処方を川端医院に依頼し個別に管理を行った。

・甲賀病院、水口病院、びわこ学園の定期処方薬の管理も同様に行なった。

・臨時薬はその都度管理した。

・薬包車により個別定期薬を管理し、配薬時に 3 重チェックを行い誤薬防止に努めた。

④日常の処置

・膀胱瘻の管理（膀胱洗浄･ガーゼ交換）→２名

・胃瘻の管理（経管栄養の実施）→９名（ショート･通所含む）

・気管切開部の管理→２名（ショート･通所含む）

・在宅酸素療法（ＨＯＴ）の管理→２名
・創部ガーゼ交換、胃瘻の管理、膀胱瘻の管理･膀胱洗浄、気管切開部のケア、吸引、摘便など排泄処置、人工肛門パウチ交換、軟膏塗布などの処置業務の実施。※医師指示による点滴実施。

⑤予防接種と感染予防
・インフルエンザ予防接種（11 月 15 日実施）
・新型コロナワクチン接種（8/2　65 歳以上 4 回目実施、9/6　65 歳未満 4 回目実施、2/21　5 回目実施）
・白癬対策（入浴時に確認、抗菌剤の使用）
・衛生指導の実施
・消毒法や感染物（尿、便など）の取り扱い方法を取り決め実施する。
・施設内の感染拡大防止に対し、予防や対策が実施できるよう感染委員会継続し、施設医師との連携をとり会議を行った。

⑥在宅歯科･訪問歯科衛生の対応
・甲賀病院歯科との連絡業務および受診時介助の実施
・本年度の在宅歯科受診日数は３８日、1 回平均９人･訪問歯科衛生日数２６日、１回平均８人、医師の診察及び歯科衛生士による口腔ケアの実施。

⑦口腔衛生管理
・甲賀病院歯科医師、衛生士に協力を依頼し口腔衛生管理体制と口腔衛生管理を実施した。

⑧新規入所時の説明
・新規入所者の家族には入所時に医療体制についての説明、緊急時の対応、延命治療についての確認書の説明

⑨短期入所者、通所者の医療ケアの実施
・入浴後の気切部処置
・胃瘻処置
・注入食準備と注入
・吸引
・在宅酸素療法の管理
・創部処置
・持参薬の管理と状態の観察を行なう。

別表〈　令和４年度の医療機関受診状況　〉

令和 5 年 3 月現在

〈　入院　〉

医療機関	診療科	人数	診断名	入院期間
甲賀病院	救急：神経内科	1	症候性てんかん、低Ｎナトリウム血症	4/4～4/15
	救急：神経内科	1	低ナトリウム血症	4/18～5/10

	救急：内科	1	誤嚥性肺炎、胃瘻増設	4/5～4/26
	救急：神経内科	1	てんかん重積発作	4/19～5/25
	救急:消化器	1	直腸炎・誤嚥性肺炎	5/11～5/23
	救急:呼吸器	1	誤嚥性肺炎	5/28～6/14
	救急:神経内科	1	症候性てんかん	6/8～7/4
	救急：消化器	1	誤嚥性肺炎	6/8～7/13
	救急：消化器	1	S 状結腸捻転・人工肛門造設	7/7～7/22
	救急:消化器	1	麻痺性イレウス・低ナトリウム血症	8/11～9/9
	救急:呼吸器	1	誤嚥性肺炎・尿路感染症	8/25～9/9
	救急：呼吸器	1	誤嚥性肺炎	10/13～11/9
	救急:消化器	1	大腸線種切除・胃瘻交換	11/9～11/11
	救急：泌尿器	1	尿管結石・結石性腎盂腎炎	9/16～9/23
	救急：神経	1	てんかん重積発作	1/7～2/28
	救急:泌尿器	1	尿管結石	1/10～2/2
	救急：内科	1	意識障害、肺炎	2/4～2/27
	整形外科	1	右足趾骨化膿性骨髄炎（右第 2,3 趾切断・断端形成術施行）	2/16～3/3
	内科	1	左肺炎	3/16～
日野記念病院	救急：内科	1	腸閉塞	11/21～
	救急：内科	1	誤嚥性肺炎	1/30～2/13
	救急：内科	1	喘鳴、SPO2 低下、意識レベル低下	3/13～3/27

〈　通院　〉

医療機関	診療科	受診人数	疾患名	通院回数
甲賀病院	救急外来	１４	てんかん重積発作、尿路感染症尿管結石、意識レベル低下、気管支炎、低 Na 血症、誤嚥際肺炎、腸捻転、イレウス、肺癌、口腔内内出血、左肺炎	２２
甲賀病院	検査	4	造影 CT、CT、入院前 PCR 検査	5
	内視鏡	1	胃瘻交換	1
	皮膚科	6	右第３趾潰瘍、右第２趾潰瘍 左顔耳蜂窩織炎、左下腿血種 仙骨部褥瘡、全身の紅斑・水疱	１９
	消化器内科	3	直腸炎、大腸ポリープ、弛緩性腸炎	3

	神経内科	7	てんかん、症候性てんかん、高次機能障害、ヘルペス脳炎（診断書作成）	２１
	整形	6	骨折疑い、右足趾骨化膿性骨髄炎、腰椎圧迫骨折、診断書作成、右第2・3趾切断オペ後フォロー	２２
	耳鼻咽喉科	4	耳垢除去、右耳垂れ、左耳蜂窩織炎	6
	乳腺外来	1	乳癌手術後フォロー、乳癌治療	7
	外科	1	胃がんフォロー	2
	婦人科	2	子宮筋腫疑い、陰部腫瘤	2
	腎臓内科	1	慢性腎不全	2
	呼吸器内科	2	誤嚥性肺炎、肺がん	3
	緩和ケア科	1	肺がん	5
	内分泌内科	1	尿崩症	4
	泌尿器科	8	膀胱瘻交換、慢性膀胱炎、腎結石、尿管結石、尿崩症	３８
	歯科	1	左下奥歯抜歯	1
滋賀医大	口腔外科	1	ヘルペスウイルス感染口内炎	1
びわこ学園野洲医療センター	整形外科	1	ボトックス注射、疼痛管理（麻薬処方）	7
大津市民病院	緩和ケア科	1	乳がん手術後（甲賀病院より紹介にて受診）	1
スズキヒフ科クリニック	皮膚科	1	左足湿疹	1
水口病院	精神科	１２	てんかん、心因性、不眠など 診断書作成	４７
山田外科	外科	5	腰痛、皮下出血、右膝発赤	3
川端医院	内科	１５	胃瘻交換、熱発、PCR検査、意欲低下、誤嚥性肺炎、経口摂取不良、血圧低下、喘鳴（胸部X-P）、胃、腹部エコー、入所時診断書、他医療機関へ紹介状、新型コロナワクチン接種、帯状疱疹	２２

甲賀病院	在宅歯科	受診人数（月）	内容	訪問回数
		4月　35名	義歯調整、口腔内チエック 虫歯治療、 抜歯、抜歯後の内服及び経過観察、口腔内の傷口チェック 歯根治療、義歯を作りなおすための型どり実施。 口腔ケア、歯石除去、	4
		5月　18名		2
		6月　45名		5
		7月　18名		2
		8月　27名		3
		9月　27名		3
		10月 18名		2
		11月 19名		2
		12月 36名		4
		1月　32名		4
		2月　9名		1
		3月　22名		4
甲賀病院	訪問歯科衛生	4月　11名	口腔ケア、歯磨き、歯石除去	1
		5月　10名		1
		6月　12名		2
		7月　29名		4
		8月　12名		2
		9月　8名		1
		10月 25名		3
		11月 25名		3
		12月 30名		3
		1月　23名		2
		2月　30名		2
		3月　39名		4

イ．健康づくりと適正栄養の確保　…　管理栄養士・栄養士業務より

１．食事計画

①食事摂取基準

・入所利用者が健康な生活を送るうえでの目安となるエネルギー及び各栄養素の摂取量については、栄養ケア･プランに基づき、一人ひとりの年齢・身体状況・運動量等から算定している。算定に用いる身体活動レベルについては日常の生活状況や障害程度により推定しているが、その判断はきわめて難しい。献立作成の基準とするエネルギー量やたんぱく質量についてはその基準値を三段階に設定した。

・年度始めの４月にBMI18.5未満の低体重の者は32.7%､BMI25以上の肥満の者は6.9%であったが、年度末にはBMI18.5未満は32.7%、BMI25以上は5.17%となった。これは、過体重の利用者が減量に成功しつつある反面、加齢などを原因とし喫食量が落ち

体重低下につながった利用者がいることと、元々低体重で推移した方が継続しておられることも関係している。

・BMI25 以上の者の体重管理は給食管理だけではなく生活面での管理もかかわってくる為に難しい面が多く、生活習慣病予防の観点からしても生活支援ケアプランとの協調性が必要である。また、BMI が標準内もしくは標準以下であっても、重度の障害により運動量の限られた利用者が増えていることもあって特に腹部周辺の体脂肪が目立ってきた利用者もおられる。このことから、当園の利用者は通常よりも筋力が遥かに少なく、BMI の数値だけで肥満であるか否かを判断することは難しい。

・年間の栄養摂取状況に関しては、ほぼ目標量に近づくことが出来たが、鉄、食物繊維に関してももう少し目標に近づけるよう、工夫していきたい。

・令和 4 年度の普通食の基準値に対する年間平均栄養摂取状況は下記のとおりであった。

	Eng. (Kcal)	Prot. (g)	Fa. (g)	Ca. (mg)	V.A. (μg)	$V.B_1$ (mg)	$V.B_2$ (mg)	V.C. (mg)	Fe. (mg)	Fib. (g)	NaCl (g)
R4 年度 基準値	1500	60	37	700	750	0.85	0.9	100	9	20	7.5
R4 年度 平均給与量	1456	58.4	38.0	800	938	0.94	1.02	113	7.2	18.1	7.0
摂取率%	97.1	97.3	103	114	125	111	113	113	80	90.5	93

②献立作成

・本年度も、日本全国の郷土料理、ご当地グルメを月に 1 回盛り込み、また、掲示板に模造紙に拡大した日本地図を貼り、提供した料理の写真、電車のイラストも一緒に貼ることにより、旅行に行った気分を味わえるように工夫をした。提供 1 週間前にはどこの県のご当地メニューなのかクイズ形式で答えてもらうわくわく感も出した。

・季節感を出しながら利用者の声を反映させたリクエストメニューを取り入れるなど、「美味しいと喜んでいただける食事」作りを心がけた。

・季節感のある食事を提供する際は、提供 1 週間前にお品書きを張り出し、利用者に楽しみを持っていただけるようにした。
また、当日にもテーブル毎にお品書きを全体で見えるよう立体的に作成したり、お一人お一人ずつ手作りのお品書きを作成し、本日のメニューが分かる工夫をした。

・サイクルメニューにならないよう、1~2 ヶ月前の献立を見返しながら似たようなメニューの提供がかぶらないように工夫した。

・委託業者からの食材だけでなく、地域の食材を週 3 回程度地元卸し業者から仕入れ、コストダウンや地元食材を導入することにより、より食材のおいしさを求めることが出来た。

・今年度もできるだけ生の果物の提供を週 5 回、食物繊維の粉の使用、ビタミン類が多く入っている栄養補助ゼリーを利用するなど努めてきた。その結果、ほとんどが基準量を満たすことができた。また、今年度から Ca 強化の乳製品を取り入れられるよう

になり、昨年達成できなかったCa摂取量の目標量を上回ることにも成功している。
・唯一、鉄分の目標量を達成することが出来なかったが、今年度の3月中旬から食材費の見直しも兼ね牛乳をカルシウム、鉄強化の低脂肪乳へ、ヨーグルトを鉄強化の物へ変更した。これは、今までの商品より牛乳が6円、ヨーグルトが15円のコストダウンに繋がり年間約13万の金額効果になる。それにより、来年度は鉄分の必要量をしっかり満たされ、全体の不足はなくなることが期待される。また、牛乳を低脂肪に変更することから、全体のエネルギー量も下がるが、今までサラダに使用するドレッシングはノンオイル系が多かったが、脂質も下がることから、マヨネーズや普通のオイル系のドレッシングの使用も緩和されることに繋がり、より利用者の方へのおいしさを提供できることに繋がると思われる。
・咀嚼や嚥下が困難な利用者に対してはミキサー食やゼリー食の展開をすることができた。
・療養食として脂質制限食の展開食の提供を行なった。また、利用者の苦手食材の対応時にもできるだけ2パターンの展開になるよう献立作成に努めた。

③栄養管理
・栄養ケア・マネジメントの実施により、利用者個々人の栄養アセスメントを行い、一人ひとりの身体状況により見合った食事を提供できたと考えている。
・体調不良や咀嚼嚥下機能の低下により、喫食状態や栄養状態が悪化した利用者に対し、低栄養を防ぐ為の特別食や補助食の補強に努めた。
・治療食対象（胆石症）の利用者へ脂質量を食事全体量の20%以下に努め病態の悪化軽減に努めた。
・胃瘻による経管栄養利用者には、栄養補給量や注入方法についての評価を行い、嘔吐の軽減や栄養改善に努めた。
・栄養ケア・マネジメントのスクリーニングに関しては、関連職種との連携を取ることに努めたが、更なるきめ細やかなケアのためには課題が残る結果となっている。

2．食事サービス
・適正な栄養補給やニーズにあった食事の提供など、個人対応の栄養管理の実践に努め、利用者に満足していただける食事作りを心がけた。
・適温給食については、衛生上、温度管理を徹底していくために、令和4年度より温冷配膳車を導入することになった。これにより、適切な温度管理や適温での喫食実現できたと思われる。また、汁物は直前まで温めて提供、ご飯も提供直前に職員が注いで配膳するのは常温配膳給食の時と変わらずに提供している。
・ミキサー粥については、スベラカーゼを使用し、ゲル化してムース粥として嚥下しやすく提供した。塩分が加わるとまたゾル化してしまうため、変わりご飯提供時は、一度ゲル化したムース粥をさらに鍋で加熱することでムース粥の安定化を図った。
・全粥の離水で咽てしまう方については、全粥の全体量の30%の重湯と全体量1%のソ

フティアGを添加し、加熱することで離水のない粒ありゼリー粥の提供を実施した。

・ミキサー食の麺の提供については今年度から廃止している。理由としてはテクスチャーを滑らかにするために加水量が多くなり、エネルギー量は丁度良くても内容量が多く利用者の負担となってしまっていたため。

そのため、今年度からミキサー食と麺禁対象者はご飯食として展開し、主菜を簡単な焼き魚系やハンバーグなどに変更して対応した。副菜とその他は常食と同じ内容で提供している。

・朝のパンの提供について、今までは個包装のロールパン、菓子パン、食パン、レーズンパンを提供し、普通のパンの日はジャムとチーズを付けていた。今年の9月より職員の人員配置の見直し等により、パンの日の提供を以下の様に簡素化した。

①パンは厨房で配膳してもらい、園の職員による袋を外す、パンを切ってジャムを塗る作業、チーズの袋を剥がす作業をなくすため、ジャムの提供は無し、チーズは月、水の昼食に提供に変更。

②パンを厨房で配膳するにあたり、常温のパンを廃止し、10個単位の冷凍パンに変更した。1個当たりの内容量が小さくなるため、（1個40ｇ→24ｇ）1人当たりの個数を1個増量している。（普通量2個（40ｇ×2）→3個（24ｇ×3））

食パンに関しては、温冷配膳車の温に入れて配膳後冷めると耳が硬くなるという事があり、嚥下能力が落ちてきている利用鎖には不向きという事で食パンの提供は廃止した。また、冷凍のパンも早く入れすぎると提供時に硬くなってしまいがちであった為、提供時間のギリギリ20分前に温蔵へ入れてもらう事で提供時もふわふわの状態で提供することが出来ている。

③菓子パンについては、今年度も引き続き水口の永進堂に納入していただいている。今までは職員がテーブル毎に回って利用者に好きなパンを選んでいただいていたが、職員の勤務時間の見直しに伴い、惣菜パンと菓子パンを各1種類ずつの計2種類に絞り、事前に利用者に惣菜か甘いパンが良いか集計しておき、厨房で食札通りに配膳していただいている。種類は週毎に変更して提供している。数が2種類であることから、嚥下面も考慮し甘いパンを希望された方には、あんパンかクリーム系のもので惣菜パンを選択された方は、カレーパン、和風卵パン、ツナポテトパンなど比較的柔らかめのものを提供し、クロワッサンやディッシュ系は避けて発注している。ただ、惣菜パンの種類が少なく毎月同じようなパンになりがちになるため、嚥下に問題ない方に時々ソーセージ入りクロワッサンなど硬い系のパンを提供し、嚥下面で心配な方で惣菜パンを選択されている方に関しては、クリームチーズ系の惣菜パンなどに変更し適宜対応し、利用者に飽きがこないように工夫して提供できるように努めている。

・納入食材：冷凍野菜を活用し洗浄の手間を省き、あらかじめスライスやカットされているもの、皮が剥いてある状態の物を入れたりして、調理時間の短縮化を図った。

・材料費について：甲賀物産から週3回のペースで生野菜、生果物を中心に納入し、冷

凍野菜、冷凍魚は丸八ヒロタより週 2 回使用可能な食材を仕入れられるようになり、委託業者経由の材料費よりは安く仕入れることが出来ている。
来年度からは、甲賀物産が週 5 日納入が可能になることから、昨今の物価上昇の打撃を少しでも抑えることに繋がると思われる。

・給食提供について：利用者の要望に応え、食事形態の刻み食をより細かく展開し、それぞれの利用者に合った形態で提供出来るよう心がけた。
また、利用者の要望や喫食状況等により嚥下能力的に極刻みの方が適しているが、形のある方を好まれる方の対応も検討し硬い食材は煮魚やミンチを使用した料理に変更し実施してきた。咀嚼や嚥下の力が弱まってくることで今後もこのような希望が出てくると考えられる。その都度対応することを心がけると同時に、食事形態の展開方法についても考え、利用者個々人にとって、より満足度の高い食事サービスとなるよう努めていきたい。

①調査
喫食量調査は、栄養ケアプランの更新に合わせて毎月直近の 3 日間を目安に行った。
嗜好調査・状況調査は栄養ケア・プランの基本として 1 月から 2 月にかけて個別調査を実施している。

②食事形態
・ミキサー食の喫食者は、昨年度は入所者で 5 名、ショートステイ 1 名居られたが、退所などの関係で現時点で入所者 3 名とショートステイ 1 名、ゼリー食 1 名の提供になっている。
また、現在 0.5 ㎝刻みの方で今までミキサー対応だった方は、看護師と状況観察のもと、0.5 ㎝刻みに形態を 1 段階上げることに成功し、現在も継続して提供できている。0.5 ㎝刻みは、食材に薄いとろみあんをかけて混ぜ込むことにより、食塊形成がしやすくなり、飲み込みやすい工夫を凝らしたことも影響していると思われる。食事の安全性も大事であるが、本人の嚥下能力が工夫によって食形態を上げられることにつながられれば、食材の風味、舌触りなどによって、食欲が増すことにつなげられる。それに伴う食材や調理方法により、なるべく素材の味を楽しんでいただけるように配慮した。

・しかし、加齢や咀嚼嚥下機能の低下により、ミキサー食の喫食者は今後増加することが予想される。刻み食については 2cm・1cm・0.5ｃｍと段階を付け、それぞれの方の好みと食べやすさを考慮して分類してきたが、加齢や咀嚼嚥下機能の低下により、このような対応を必要とする利用者が今後増加していく可能性は高いが、その都度食事の様子等観察しながら形態を上げていけるかも嚥下の評価を看護師・支援員と協力しながら随時行っていく。

・食べやすさは、食事形態だけでなく道具や姿勢なども加わってくるので、他職種との連携が重要なのはもちろんである。今年度は、食事介助につく支援員の提案により自助具の変更を行い、より食事をしやすくなった例が数点あった。今後も協力を仰ぎたい。

③選択食

委託給食会社と相談し、月に１度だけ主食か主菜の選択メニューを実施してきた。内容としては、大量調理となるとなかなか提供できないサンドイッチやフレンチトーストやリゾット、ミートパイ、ホットドッグなどを提供した。準備に負担をかけないよう、朝の副菜は既製品に、夕食の内容も比較的簡単なものにし、できるだけ厨房に負担がかからない且つ利用者の方に喜ばれるメニュー選択ができるように心がけた。来年度も引き続き委託先と相談しながら提供していきたい。

④行事食

・コロナ感染対策として、今年度も行事食は利用者の個別盛りにし普段は提供しない内容、食材の質のグレードアップや種類を少し増やして見た目を豪華にして提供することで特別な日として喜んでいただくことができた。また普段の献立でもご当地グルメとして他県の料理の展開を行い、月に１度の楽しみを持てるようにした。
・８月の納涼祭では使い捨て容器に屋台メニューを配膳し、雰囲気だけでも楽しんでいただいたり、クリスマス会では、利用者のリクエストメニューを取り入れたり、ケーキはシャトレーゼのケーキを購入して提供した。クリスマスケーキについては事前に食べたいケーキのリクエストを調査し、希望に応じたケーキを事前に栄養士で配膳車の方に配膳しておいた。そのため、クリスマス会はいつもよりスムーズに開催できた。
・来年度は、コロナが５類に移行することから、従来実施していた行事食について、施設全体で考えながら少しでも今まで通りに戻していけるようにしていきたい。

３．会議と研修

①園内会議

今年度は、年度初めに開催日を予め決めておき、会議日に合わせて課題を取り上げてその内容について給食委員会メンバーで話し合いを行なうことができた。(実施回数３回)

②園外研修

今年度は下記の研修に参加し、研鑽を深めた。

・精神疾患の栄養管理 2022.8.1～8.31
・リハビリと栄養　2022.8.1～8.31
・腎の代謝と水、電解質管理　2022.8.1～8.31
・栄養アセスメントの実際　2022.9.1～9.30
・脂質異常と食事　2022.9.1～9.30
・生活習慣病の効果的な栄養指導　2022.10.1～10.31
・がんと栄養　2022.12.1～12.28
・腸内細菌と栄養　2022.12.1～12.28
・福祉事業部スキルアップ研修会(障がい施設編)　2023.1.22

４．衛生管理

食中毒予防に関しては、毎日の調理員の衛生検査チェックによる衛生管理の徹底、毎月の検便の実施を確実に行った。保健所指導のあったノロウイルス検査については12月と2月に実施した。食材の衛生管理についても、納入時の温度管理や食材の検体の採取もほぼ漏れなく出来ている。納入業者には食品衛生検査を依頼しほとんどの業者で実施してもらえた。また、大量調理施設衛生管理マニュアルが改正されたことにより、新たに加わった項目の点検と記入を行い、衛生管理体制を整えた。インフルエンザの流行や、感染性ウイルスへの対応に伴いマスクの使用や手洗いを徹底した。

厨房の衛生管理については、毎月決めて実施している掃除日以外でも普段から掃除に取り組むことが出来た。掃除表の記入忘れが目立ち、せっかく行っていても反映されないため、今後記入漏れがないよう呼びかけるとともに自身でも心がけてもらう。次年度以降も清掃方法の改良が課題となる。

５．危機管理

ほぼ毎日苦情もなく食事を提供することが出来た。ただし、食器の経年劣化による汚れが目立つ食器やコップの底の汚れが取れていない等の報告が2回ほどあったため、その都度厨房に注意を呼び掛けている。食器のハイターに浸けても取れないものは今後買い替える際の製品の樹脂の成分の見直しを行い、長持ちするタイプの検討が必要になってくると思われる。

また、ネズミが入り込まないように各種調味料や入り込まないようにプラスチック容器に袋包装のものは保管したり整理をしている。その結果、今年度も被害もなかった。ペスト等感染症の二次被害を起こさない為にも今後より一層清潔に保つ必要がある。
事故についても大きな事故等はなく無事に終えることができた。

（１０）地域福祉活動への貢献と人材の育成

◎昨年度に引き続き今年度においても新型コロナウィルス感染症対応措置により、関係者以外の人の施設内への出入りを可能な限り制限し、施設内に感染症を持ち込まないことを徹底してきた結果、全てのボランティア受入および小中学生の受入を停止した。なお本年度も大野小学校児童との交流交歓会をオンラインを介して実施した。
次年度以降の活動については、学校など地域における感染対策状況などを相互に確認しながら取り組んでいく事となるが、今後の地域福祉活動の機会づくりや方法については、オンラインを活用した交流会等も含めてさらに研究していく必要がある。

ア．ボランティア活動の受入

ボランティア団体等の受入はなかった。

イ．福祉教育活動の推進

・地元小中学校の児童生徒との対面による交換交流会は、本年度も実施できなかった。
6/23 大野小学校児童とオンライン（ZOOM）を介しての交流会を実施した。
・大学等からの現場実習の受入希望は無かった。

ウ．小・中学校への福祉教育活動

・2/14 土山小学校へ職員を派遣し障がい者学習を実施した。
・施設内行事（秋の大運動会）における地元小中学生によるボランティア活動は行事中止のため実施せず。
・土山中学校生徒 3 名による職場体験研修を 6/28-6/30 で受け入れる。車いす清掃、花壇の整備などを体験する機会を設けた。　以上